# 水俣市議会会議録

平成27年5月第2回臨時会(5月13日招集)

水俣市議会事務局

## 平成27年5月第2回水俣市議会臨時会会議録目次

## 平成27年5月13日(水)

出欠席議員	1						
事務局職員出席者	1						
説明のため出席した者	1						
議事日程	2						
事務局長の発言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3						
○臨時議長の発言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3						
開 会	3						
市長のあいさつ	3						
開 議	4						
日程第1 仮議席の指定について	4						
日程第2 議長の選挙について	4						
○福田斉君のあいさつ	6						
休憩・開議	6						
日程第3 議席の指定について	6						
諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7						
日程第4 会議録署名議員の指名について	7						
日程第5 会期の決定について	7						
日程第6 副議長の選挙について	7						
○谷口眞次君のあいさつ	9						
休憩・開議	9						
日程第7 常任委員及び議会運営委員の選任について	9						
日程第8 特別委員会の設置について	10						
休憩・開議							
常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長互選結果の報告							
委員会の閉会中の継続調査について(日程追加)	12						
採 决	12						
閉会中の継続調査申出書							
日程第9 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙について	13						
議案上程	14						

日程第	第10	議第52号	専決処分の執	B告及び承認について	15
			専第1号	水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程第	角11	議第53号	専決処分の執	号告及び承認について	24
			専第2号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に	
				ついて	
日程第	第12	議第54号	専決処分の執	B告及び承認について	25
			専第3号	平成26年度水俣市一般会計補正予算(第9号)	
Ī	<b>与長の</b>	)提案理由記	説明		27
休憩	開請	<b>套</b>			28
質	疑…				28
委員会	会付計	£			28
休憩	開請	髮			29
○糸	総務済	<b>E業委員長</b> (	の報告		29
	夏生 ブ	文教委員長(	の報告		30
委員会	全審書	<b>企報告書…</b>			31
委員長	<b></b> 奏報台	<b>テに対する</b> 5	質疑		31
討	論…				31
採	決…				32
休憩	開請	髮			32
議案」	上程…				32
議第5	5号	監査委員の	の選任について	〔(日程追加)	32
議第5	6号	監査委員の	の選任について	〔(日程追加)	33
Ī	<b></b> 長の	)提案理由記	説明		33
質	疑				34
討	論…				34
採	決…				34
閉	会…				35

平成27年5月13日

平成27年5月第2回水俣市議会臨時会会議録 (全)

## 平成27年5月第2回水俣市議会臨時会会議録(全)

- 1、平成27年5月13日水俣市長第2回水俣市議会臨時会を招集する。
- 1、平成27年5月13日午前10時0分水俣市議会議長第2回水俣市議会臨時会の開会を宣告する。
- 1、平成27年5月13日午後5時4分水俣市議会議長第2回水俣市議会臨時会の閉会を宣告する。

平成27年5月13日(水曜日)

午前10時0分 開会

午後5時4分 閉会

(出席議員) 16人

福田 斉 君 小 路 貴 紀 君 桑原一 知 君 塩 﨑 達 朗君 岡 朱 美 君 中 髙  $\mathbb{H}$ 睦 君 谷 明 弘君 髙 畄 利 治 君 田口 憲 雄君 藤 壽 子 君 牧 下 恭 之 君 松本 和 本 幸君 中 村 幸 治君 岩 阪 雅 文 君 谷口 眞 次 君

野中重男君

総務企画部次長

(欠席議員) なし

(職務のため出席した事務局職員) 5 人

事 務 局 長 (関 洋 一 君) 次 長 (岡本広志 君) 主 幹 (深水初代 君) 書 記 (前垣由紀 君)

(山 口 礼 浩 書 君) 記

(本 田

真

一 君)

(説明のため出席した者) 14人

市 长 (西田弘志君) 副 市 長 (本 山 祐 二 君)

総務企画部長 (緒 方 克 治 福祉環境部長 君) (久木田 一 也 君)

産業建設部長 (緒 方 水道局長 康 洋 君) (松 尾 健 君)

君)

福祉環境部次長

(川 野

恵治

君)

産業建設部次長 田山 雅 浩 君) 総合医療センター事務部次長 (久木田 美和子

教 (吉 本 哲 裕 教育次長 (黒 木 博 寿 育 長 君) 君)

総務企画部企画課長 (水 田 利 博 君) 総務企画部財政課長 (坂 本 禎 一 君)

#### ○議事日程

平成27年5月13日 午前10時開議

- 第1 仮議席の指定について
- 第2 議長の選挙について

.....

- 第3 議席の指定について
- 第4 会議録署名議員の指名について
- 第5 会期の決定について
- 第6 副議長の選挙について
- 第7 常任委員及び議会運営委員の選任について
- 第8 特別委員会の設置について
- 第9 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙について

(付託委員会)

第10 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第11 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

第12 議第54号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成26年度水俣市一般会計補正予算(第9号) (各委)

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

委員会の閉会中の継続調査について

#### 総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

#### 厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について 議会運営委員会
  - 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

議第55号 監査委員の選任について

議第56号 監査委員の選任について

午前 9 時59分

○事務局長(関 洋一君) 皆さん、おはようございます。

このたびのはえある御当選まことにおめでとうございます。

本日の臨時会は、選挙後最初の議会となりますので、議長が選出されるまで、地方自治法第 107条の規定によりまして年長の議員が議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、松本和幸議員が最年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

それでは松本和幸議員、よろしくお願いいたします。

(臨時議長 松本和幸君議長席に着く)

○臨時議長(松本和幸君) おはようございます。

地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。

よろしくお願い申し上げます。

開会

午前10時0分 開会

○臨時議長(松本和幸君) ただいまから平成27年第2回水俣市議会臨時会を開会します。

市長のあいさつ

○臨時議長(松本和幸君) 西田市長から発言を求められております。

この際、発言を許可します。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る4月26日に執行されました市議会議員選挙に当たり、市民の 負託を受け、めでたく御当選の栄を得られました。

心からお喜びを申し上げます。

また、本日は、改選後の初の議会を開会する運びになり、誠に御同慶の限りに存じます。

今後、市政を支える車輪の両輪として、市議会の先輩各位が築き上げてこられた成果を踏まえ、これまで以上に議会と執行部が議論を尽くしてともに歩みを進め、水俣市が直面する課題に対応していくことが肝要であると考えております。

そして、共通の目的であります、水俣市民の福祉の向上と水俣の振興・発展を目指してまいり たいと考えております。

私も就任2年目を迎え、初心を忘れることなく、議会の皆様方とともに市政の発展に全力を尽くしてまいる決意であります。

御承知のとおり、本市を取り巻く状況は、過疎化、少子高齢化等に伴う人口減少、依然として 厳しい経済状況など、様々な課題が山積しております。

しかし、現状をいたずらに悲観することなく、水俣の強みを生かしながら、あらゆる可能性に 果敢に取り組み、歩みを進めていきたいと、そのように考えております。

そして、国の地方創生の動きの中で、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会をどう創生していくのか、各自治体の経営手腕、創意工夫が試される時代となっています。

議員各位におかれましても、市政の現状を御理解いただき、格別の御指導、御鞭撻、そして御協力を賜りますよう切にお願いを申し上げる次第であります。

最後に、議員各位の今後のますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございま すが、御挨拶にかえさせていただきます。

○臨時議長(松本和幸君)	以上で市長の挨拶は終わりました。
--------------	------------------

○臨時議長(松本和幸君) これから本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長(松本和幸君) 日程第1、仮議席の指定を行います。 この際、議事の進行上、仮議席は、ただいま御着席の議席と指定します。

\_\_\_\_

#### 日程第2 議長の選挙について

○臨時議長(松本和幸君) 日程第2、議長の選挙を行います。
議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(松本和幸君) ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○臨時議長(松本和幸君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○臨時議長(松本和幸君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○臨時議長(松本和幸君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

○臨時議長(松本和幸君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○臨時議長(松本和幸君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(松本和幸君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田口憲雄議員及び藤本壽子議員を指名します。 したがって両議員の立ち会いを願います。

(投票点検)

○臨時議長(松本和幸君) 選挙の結果を報告します。

投票総数16票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中

福田斉議員 16票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって福田斉議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました福田斉議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条 第2項の規定により議長当選の告知をします。 福田斉議員に御挨拶をお願いします。

(「議長」と言う者あり)

○臨時議長(松本和幸君) 福田斉議員。

(福田 斉君登壇)

○福田 斉君 ただいま議員の皆様の温かい御推挙によりまして、議長に就任させていただきました。

歴代の議長経験者の方のこれまでを省みますと、その責任の重さをただいま感じております。

今、全国的に地方創生が叫ばれている中で、諸問題を数多く抱えましたこの水俣市においては、非常に危機的な状況というふうに認識しております。今まさに、執行部とこの議会がベクトルをあわせて、本当に前向きに議論を進めていくことが、今、市民の皆様から強く求められているというふうに認識しております。

今後、おのおのの議員の皆様の能力を十分に発揮していただきまして、開かれた議会の中で、 しっかりと議論をしながら前向きにこの市議会が発展し、そして執行部と一緒にこの水俣の発展 をさせていけるように、ともに進めていくべきというふうに改めて感じております。

本日、皆様の温かい御推挙によりまして、就任いたしました御礼の御挨拶にかえさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○臨時議長(松本和幸君) 御協力ありがとうございました。

議長が決まりましたので、議長と交代します。

福田斉議長、議長席にお着き願います。

(臨時議長 松本和幸君退席)

(議長 福田 斉君議長席に着く)

○議長(福田 斉君) この際しばらく休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時59分 開議

○議長(福田 斉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議席の指定について

○議長(福田 斉君) 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

福田斉の議席番号を1番に、小路貴紀議員の議席番号を2番に、桑原一知議員の議席番号を3 番に、塩﨑達朗議員の議席番号を4番に、髙岡朱美議員の議席番号を5番に、田中睦議員の議席 番号を6番に、谷口明弘議員の議席番号を7番に、髙岡利治議員の議席番号を8番に、田口憲雄 議員の議席番号を9番に、藤本壽子議員の議席番号を10番に、牧下恭之議員の議席番号を11番に、 松本和幸議員の議席番号を12番に、中村幸治議員の議席番号を13番に、岩阪雅文議員の議席番号 を14番に、谷口眞次議員の議席番号を15番に、野中重男議員の議席番号を16番に指定します。

したがって各議員は、ただいま指定した議席に御着席願います。

(議員各位新議席に着く)

○議長(福田 斉君) この際諸般の報告をします。

監査委員から、平成27年2月分一般会計、特別会計等及び公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期臨時会に地方自治法第121条の規定により、西田市長、本山副市長、緒方総務企画部長、久木田福祉環境部長、緒方産業建設部長、松尾水道局長、本田総務企画部次長、川野福祉環境部次長、山田産業建設部次長、久木田総合医療センター事務部次長、水田企画課長、坂本財政課長、吉本教育長、黒木教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程をもって進めます。

以上で報告を終わります。

#### 日程第4 会議録署名議員の指名について

○議長(福田 斉君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において小路貴紀議員、野中重男議員を指名します。

#### 日程第5 会期の決定について

○議長(福田 斉君) 日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 御異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日とすることに決定しました。

#### 日程第6 副議長の選挙について

○議長(福田 斉君) 日程第6、副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(福田 斉君) ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(福田 斉君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(福田 斉君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

○議長(福田 斉君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(福田 斉君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田口憲雄議員及び藤本壽子議員を指名します。 したがって両議員の立ち会いを願います。

(投票点検)

○議長(福田 斉君) 選挙の結果を報告します。

投票総数16票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 15票

無効投票 1票

有効投票中

谷口眞次議員 15票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって谷口眞次議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました谷口眞次議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32条第2項の規定により副議長当選の告知をします。

谷口眞次議員に御挨拶をお願いします。

(「議長」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 谷口眞次議員。

(谷口眞次君登壇)

○谷口眞次君 改めまして、おはようございます。

このたび、改選後、初の議会におきまして、議員各位の皆様方の推挙をいただき、副議長に就任をさせていただきました。まことにありがとうございます。

厳しい財政状況の中、また少子高齢化問題、人口減少問題、さらには雇用問題と喫緊の課題が 山積をいたしておりますが、議長を支えながら、しっかりとした議会運営、そして市民にわかる 議会運営を進めてまいりたいというふうに考えております。

執行部の皆様、そして議員各位の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げまして、 甚だ簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていたきだます。よろしくお願いいたします。 (拍手)

○議長(福田 斉君) 暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 開議

○議長(福田 斉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長(福田 斉君) 日程第7、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務産業常任委員に小路貴紀議員、田中睦議員、髙岡利治議員、藤本壽子議員、松本和幸議員、中村幸治議員、岩阪雅文議員、野中重男議員、以上8人を、厚生文教常任委員に福田斉、桑原一知議員、塩﨑達朗議員、髙岡朱美議員、谷口明弘議員、田口憲雄議員、牧下恭之議員、谷口眞次議

員、以上8人を、議会運営委員に谷口明弘議員、田口憲雄議員、藤本壽子議員、野中重男議員、 以上4人を、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました以上の議員をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

#### 日程第8 特別委員会の設置について

○議長(福田 斉君) 日程第8、特別委員会の設置についてを議題とします。

#### 特別委員会の設置について

- 1. 名 称 公害環境対策特別委員会
- 1. 構成人員 7人
- 1. 調査期限 平成31年4月30日まで閉会中の継続調査とする
- 1. 調査内容 水俣病対策並びに環境保全に関する諸問題について
- 1. 調査費用 議会費既決予算の中から支出する

.....

- 1. 名 称 高速交通対策特別委員会
- 1. 構成人員 8人
- 1. 調査期限 平成31年4月30日まで閉会中の継続調査とする
- 1. 調査内容 南九州西回り自動車道の建設に関する諸問題について
- 1. 調査費用 議会費既決予算の中から支出する

○議長(福田 斉君) お諮りします。

水俣病対策及び環境保全に関する諸問題の調査を行うため、委員7人で構成する公害環境対策特別委員会、南九州西回り自動車道の建設に関する諸問題の調査を行うため、委員8人で構成する高速交通対策特別委員会を議席に配付のとおり設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって公害環境対策特別委員会及び高速交通対策特別委員会は、設置することに決定しま した。

お諮りします。

ただいま設置されました各特別委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によ

り、公害環境対策特別委員に小路貴紀議員、桑原一知議員、田中睦議員、髙岡利治議員、藤本壽 子議員、松本和幸議員、野中重男議員、以上7人を、高速交通対策特別委員に塩﨑達朗議員、髙 岡朱美議員、谷口明弘議員、田口憲雄議員、牧下恭之議員、中村幸治議員、岩阪雅文議員、谷口 眞次議員、以上8人をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました7人の議員を公害環境対策特別委員に、8人の議員を高速交 通対策特別委員に選任することに決定しました。

○議長(福田 斉君) この際、各議員にお願いします。

各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、正副委員長互選のため直ちに委員会を御開 催願います。

委員会開催のためしばらく休憩します。

午前11時24分 休憩

\_\_\_\_

午後1時27分 開議

○議長(福田 斉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

総務産業常任委員会

委 員 長 岩阪雅文議員 副委員長 中村幸治議員

厚生文教常任委員会

委員長 田口憲雄議員 副委員長 谷口明弘議員

議会運営委員会

委員長 野中重男議員 副委員長 田口憲雄議員 公害環境対策特別委員会 委員長 松本和幸議員 副委員長 藤本壽子議員 高速交通対策特別委員会 委員長 中村幸治議員

副委員長 牧下恭之議員

以上のとおりであります。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会から、閉会中継続調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

お諮りします。

委員会の閉会中の継続調査については、緊急を要しますので、急施事件と認め、この際日程に 追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

#### 委員会の閉会中の継続調査について(日程追加)

#### 総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

#### 厚生文教委員会

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

#### 議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について
- ○議長(福田 斉君) 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

#### 閉会中継続調査申出書

本委員会は、次のとおり閉会中の継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成27年5月13日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件		名		理	由
	一般行財政並びに経済観光、 水道等に関する諸問題の調査		都市計画、上	下	実情を調査する	必要があるため
	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題 の調査について				実情を調査する	必要があるため

#### 閉会中継続調査申出書

本委員会は、次のとおり閉会中の継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成27年5月13日

厚生文教常任委員長 田 口 憲 雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の	番号	件		名		理	由
			総合医療センター こついて	並びに教育等に関	する諸	実情を調査する	る必要があるため

#### 閉会中継続調査申出書

本委員会は、次のとおり閉会中の継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成27年5月13日

議会運営委員長 野中重男

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件	名	理	由
	議会運営等に関する諸問題の認	実情を調査する。	<b>必要があるため</b>	
	議会の情報公開に関する調査は	実情を調査する。	<b>必要があるため</b>	

#### 日程第9 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長(福田 斉君) 日程第9、水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選によることと決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定しました水俣芦北広域行政事務組合議会議員に、 福田斉、小路貴紀議員、塩﨑達朗議員、田中睦議員、谷口明弘議員、田口憲雄議員、藤本壽子議 員、野中重男議員、以上8人の議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました8人の議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。 (「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました8人の議員が水俣芦北広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました福田斉、小路貴紀議員、塩﨑達朗議員、田中睦議員、谷口明弘議員、田口憲雄議員、藤本壽子議員、野中重男議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

○議長(福田 斉君) これから提出議案の審議に入ります。

日程第10 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成26年度水俣市一般会計補正予算(第9号)

○議長(福田 斉君) 日程第10、議第52号専決処分の報告及び承認についてから、日程第12、議第54号専決処分の報告及び承認についてについてまで、3件を一括して議題とします。

#### 議第52号

#### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年5月13日提出

水俣市長 西田弘志

専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について 専第1号

専 決 処 分 書

水俣市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成27年3月31日専決

水俣市長 西田弘志

水俣市税条例等の一部を改正する条例

(水俣市税条例の一部改正)

第1条 水俣市税条例(平成8年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は名称」を「(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))(法人番号を有しない者にあっては、事務所又は事業所の所在地及び名称)」に改め、同条第4号中「又は名称」を「(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」に改める。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、同条第3項中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあっては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第33条第2項中「算定する。」の次に「ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。」を加える。

第36条の2第9項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第51条第2項中「前7日」を削り、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を いう。)又は法人番号

第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を

識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第71条第2項中「前7日」を削り、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号 又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第89条第2項中「前7日」を削り、同項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、 氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条 第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者に あっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第90条第2項中「前7日」を削り、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所)」に改め、同条第3項中「前7日」を削る。

第139条の3第2項中「前7日」を削り、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) に改める。

第149条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を いう。)又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在 地及び氏名又は名称)」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。 附則第9条を次のように改める。

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

- 第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。
- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の

規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の 求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 6 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 附則第10条の2に次の1項を加える。
- 9 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 市街化区域農地 法附則第19条の2第1項

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条(見出しを含む。)及び第13条(見出しを含む。)中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、「及び第140条の5」を削り、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
第82条第2号ア	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として 用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年 4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動 車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。

	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
第82条第2号ア	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
第82条第2号ア	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

#### 第16条の2 削除

附則第22条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名)」に改める。

(水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 水俣市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中水俣市税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
第82条第2号ア	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定(「3,600円」に係る部分を除く。)」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「第52条第1項及び」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定(「3,600円」に係る部分に限る。)並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「次条第4項、附則第5条」を「次条第6項、附則第4条第2項、第5条」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を削り、同条第7号中「水俣市税条例」の次に「第33条第5項、」を加え、同号を同条第5号とし、同条第8号を同条第6号とする。

附則第2条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「新条例の規定中」を「次項に定めるものを除き、新条例の規定中」に、「附則第1条第5号」を「附則第1条第4号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

- 4 新条例第33条第5項及び附則第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第19条の 2 第 2 項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。 附則第 4 条中「第82条」を「第82条第 2 号ア(「3,600円」に係る部分を除く。)」に改め、同条に次の 1 項を加える。
- 2 新条例第82条第1号、第2号ア(「3,600円」に係る部分に限る。)及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 附則第6条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に、「水俣市税条例」を「水俣市税条例等」に改める。

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条中水俣市税条例等の一部を改正する条例附則第1条、第2条及び第4条の改正規定 公布の日
  - (2) 第1条中水俣市税条例第33条第2項及び第36条の3の3第4項の改正規定並びに附則第3条第2項の規定 平成28年1月1日
  - (3) 第1条中水俣市税条例第23条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに附則第2条第7項及び第5条の規定 平成28年4月1日
  - (4) 第1条中水俣市税条例第2条第3号及び第4号、第36条の2第9項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第149条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第2条第3項及び第8項、第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第51条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。
- 4 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第9条第1項 に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。
- 5 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第23条第2項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

8 新条例第36条の2第9項の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第9項の規定による申告について適用し、同日前に行われる旧条例36条の2第9項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の 固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条 第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1 号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22 条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例 第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、新条例第71 条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22 条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の市税条例(以下「旧条 例」という。)第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、 旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各 項及び第22条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(協定避難用部分に限る。)に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の 日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日 前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例 による。
- 2 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
  - (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
  - (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
  - (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円
- 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項 第34号の2様式

地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において

		「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
<b> </b>	第34号の2様式又は 第34号の2の2様式	

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた 紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定 する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例 第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表 の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第16号。 以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」 という。)附則第5条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は 第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
<b>竺100</b> タの 9	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第100条の2	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業

者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合に おいて、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替 えるものとする。

	前項	第9項
第5項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
<b>笠ヶ頂の主門別の部八</b>	第4項	第9項
第7項の表以外の部分	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

- 11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。
- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項	第11項
----	------

附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
平成28年5月2日	平成30年5月1日
平成28年9月30日	平成30年10月1日
第4項	第11項
から	、第5項及び
附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第4項	第11項
	平成28年5月2日 平成28年9月30日 第4項 から 附則第5条第6項 附則第5条第6項 附則第5条第6項 附則第5条第6項 附則第5条第6項 附則第5条第6項 附則第5条第6項 附則第5条第6項

- 13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。
- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合に おいて、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替 えるものとする。

	前項	第13項
第5項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
笠 7 頂のまいめの切り	第4項	第13項
第7項の表以外の部分	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第149条の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第149条の規 定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による申告については、なお従前の例に よる。

(専決処分を必要とする理由)

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

#### 議第53号

#### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年5月13日提出

水俣市長 西田弘志

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 専第2号

専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成27年3月31日専決

水俣市長 西田弘志

#### 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例(平成12年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第21条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5千円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用 し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成25年条例第31号)の一部を次のように改正する。 附則第1項を次のように改める。

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第15項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、 配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)は、平成28年1月1日から施行する。

(専決処分を必要とする理由)

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の賦

#### 議第54号

#### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年5月13日提出

水俣市長 西田弘志

専第3号 平成26年度水俣市一般会計補正予算 (第9号)

専第3号

専 決 処 分 書

平成26年度水俣市の一般会計補正予算(第9号)を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日専決

水俣市長 西田弘志

#### (専決処分を必要とする理由)

年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

平成26年度水俣市一般会計補正予算(第9号)

平成26年度水俣市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38,217千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,793,019千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳 入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第9号)

歳 入

(単位:千円)

ix /	•																	(十四・111)		
		茅	款項										定	額	補	正	額	計		
12	分扌	旦金.	及で	が負担 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	金色	:				158,134		△1,104			157,030					
						1	分		担		金	4,221		4,221		4,221		$\triangle$	1,104	3,117
14	国	庫	支	出	金								2,473	3,531		$\triangle 1$	1,102	2,462,429		
						1	国	庫	負	担	金		1,66	4,580		$\triangle 3$	3,572	1,661,008		
						2	国	庫	補	助	金		800	0,875		$\triangle$	7,530	793,345		
15	県	支		出	金								1,370	6,567		$\triangle \epsilon$	5,252	1,370,315		
						2	県	補	Ì	助	金		67	5,724		$\triangle \epsilon$	5,252	669,472		
18	繰		入		金							703,157			△70	,059	633,098			
						1	基	金	繰	入	金		703	3,157		△70	),059	633,098		

21	市	債			1,061,403	50,300	1,111,703
			1 市	債	1,061,403	50,300	1,111,703
		補正されなかっ	った款に係	る額	9,058,444		9,058,444
		歳入	合	計	14,831,236	△38,217	14,793,019

歳 出 (単位:千円)

у, ц																		(寺區・111)
			款					Į	頁			既	定	額	補	正	額	計
2	総		務		費								1,812	2,839			△566	1,812,273
						1	総	務	管	理	費		1,430	,906	△566		△566	1,430,340
3	民		生		費								5,234	,253			0	5,234,253
						2	児	童	福	祉	費		1,564	,200			0	1,564,200
4	衛		生		費								2,027	7,701		Δ	48,606	2,019,095
						1	保	健	衛	生	費		339	,314			0	339,314
						2	清		掃		費		851	,721		Δ	46,668	845,053
						4	環	境	対	策	費		287	,953		Δ	1,938	286,015
7	土		木		費								1,776	5,180		$\triangle$	16,088	1,760,092
						2	道	路 橋	り	ょう	費		467	,291			△289	467,002
						3	河		Ш		費		10	,180		Δ	1,750	8,430
						5	都	市	計	画	費		897	,897		$\triangle$	11,801	886,096
						6	住		宅		費		388	3,209		Δ	2,248	385,961
8	消		防		費								404	,782			△933	403,849
						1	消		防		費		404	,782			△933	403,849
9	教		育		費								945	,621			0	945,621
						1	教	育	総	務	費		215	,466			0	215,466
						4	社	会	教	育	費		289	,888			0	289,888
10	災	害	復	旧	費								38	3,905		Δ	12,024	26,881
						1	農村	木水産カ	施設多	災害復	日費		21	,074		Δ	11,176	9,898
						2	公共	共土木加	施設多	災害復	日費		17	,831			△848	16,983
			補正	された	なかっ	た意	次に仕	系る額					2,590	,955				2,590,955
			歳	F	<u>ዜ</u>	1	<u>}</u>	計					14,831	,236		$\triangle$	38,217	14,793,019

## 第2表 繰越明許費補正

## 1 追 加

		款	<b></b> 項			1			事業			名				金	額					
4	衛	生	費	4	環	境	対	策	費	公	誓	Ė	測	定	•	関	係		事	業		千円 59
6	商	エ	費	1	商		工		費	湯	の	鶴	地	区	観	光	開	発	事	業		3,071

## 2 変 更

		款			佰		補	正	前			補	正	後	
		水人			項	事	業	名	金	額	事	業	名	金	額
7	+	*	費	9	道路橋りょう費	袋イ	ンター	-関連		千円	袋イ	ンター	- 関連		千円
		木	其	2	担始間りより賃	道路	改良	事 業	!	9,305	道路	改良	事業	18	8,236

第3表 地 方 債 補 正

変更

起債の目的	補	正	前				補	正	後	
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限	度	額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 155,700					千 133,9	- 円 900			
災害復旧事業	9,800					4,4	100			
一般単独事業	9,900					7,2	200			
自然災害防止事業	9,300					7,4	100			
地方道路等整備事業	68,100					30,3	300			
過疎対策事業	280,600					400,5	500			
補 正 さ れ な か っ た 事 業 に 係 る 額	528,003					528,0	003			
計	1,061,403				1,	,111,7	703			

○議長(福田 斉君) 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 本臨時市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を説明 させていただきます。

まず、議第52号専決処分の報告及び承認について、専第1号水俣市税条例等の一部を改正する 条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、市税 賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、ふるさと納税の特例控除額の上限の拡充、一定の環境性能を有する軽自動車の税率の軽減、固定資産税の特例の期間延長及び課税標準の各特例措置で市町村の 条例で定めるべき割合の設定、税の減免申請期限の見直し等であります。

次に、議第53号専決処分の報告及び承認について、専第2号水俣市国民健康保険税条例の一部 を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、国民 健康保険税の賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の算定における課税限度額の引き上げと、低所 得者軽減措置の拡充であります。

次に、議第54号専決処分の報告及び承認について、専第3号平成26年度水俣市一般会計補正予

算第9号について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,821万7,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ147億9,301万9,000円とするものであります。

補正の内容としましては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っております。

その財源としまして、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款 繰入金、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、湯の鶴地区観光開発事業外1件の追加、袋インター関連 道路改良事業の金額の変更を計上いたしております。

また、地方債の補正として、過疎対策事業外5件の限度額の変更を計上いたしております。

以上、本臨時市議会に提案いたしました議第52号から議第54号までについて、順次提案理由の 御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願い いたします。

○議長(福田 斉君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時36分 開議

○議長(福田 斉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

議第52号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

議第53号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

議第54号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案3件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管

の常任委員会に付託いたします。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午後1時37分 休憩

午後4時37分 開議

○議長(福田 斉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど各常任委員会に付託しておりました議案3件について、委員会審査報告書が提出されま したので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩阪雅文議員。

(総務産業委員長 岩阪雅文君登壇)

○総務産業委員長(岩阪雅文君) ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託 されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第52号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、市税 賦課に急施を要したため専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、ふるさと納税の特例控除額の上限の拡充、一定の環境性能を有する軽自動車の税率の軽減、固定資産税の特例の期間延長及び課税標準の各特例措置で市町村の条例で定めるべき割合の設定、税の減免申請期限の見直し等であるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、ふるさと納税をされた方で特例控除額の上限が住民税所得割の1割から2割に拡充となることについてただしたのに対し、扶養控除の関係で一律ではないが、寄附金額のうち2,000円を除き、おおむね、控除額が2割にふえるということであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第53号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、国民 健康保険税の賦課に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、国民健康保険税の算定における課税限度額の引き上げと、低所得者軽減 措置の拡充であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分いたしました議第54号平成26年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分につ

いて申し上げます。

補正の内容としては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っている。

その財源として、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入 金、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、湯の鶴地区観光開発事業外1件の追加、袋インター関連 道路改良事業の金額の変更を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業外 5 件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、市内の防火水槽の設置計画についてただしたのに対し、各地域の消防団からの設置要望があった場合に、財政課と協議し予算計上しているとの答弁がありました。

また、平成26年度は合併処理浄化槽設置予定数が75基に対し、63基に補助をしたとのことだが、合併浄化槽の設置は行き渡ったと考えてよいのかただしたのに対し、平成26年度は予定よりも少ない設置数であった。平成27年度においても70基の設置を予定し、今後も引き続き設置していく必要があるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長(福田 斉君) 次に、厚生文教委員長田口憲雄議員。

(厚生文教委員長 田口憲雄君登壇)

○厚生文教委員長(田口憲雄君) ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託 されました議第54号専第3号平成26年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について、委員 会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容は、歳出予算における事業費の確定に伴い予算額の調整を行っている。

その財源としては、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、公害測定関係事業を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、太陽光発電システム設置補助金とエコ住宅建築促進総合支援事業補助金がそれぞれ減額となっているが、それだけ応募が少なかったのかとただしたのに対し、エコ住宅建築促進総合支援事業補助金については繰越分を含め15件、太陽光発電システム設置補助金については41件の補助を行った。基本的には、予算を余裕をもって確保したうえで、募集に対する申請の実績により、減額を行ったものであるとの答弁がありました。

また、公民館の空調設備改修工事の事業費が基金の対象外となった理由についてただしたのに対し、電気料の削減等を目的に、小さい会議室をセパレート方式、ホール等一部をチラー方式としたが、チラー方式に対しては起債の対象とならなかったものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年5月13日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備 考
議第52号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第53号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて	承 認	全員賛成
議第54号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 平成26年度水俣市一般会計補正予算(第9号)付託分	承 認	全員賛成

#### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年5月13日

厚生文教常任委員長 田 口 憲 雄

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件名	Î	議決の結果	備	考
議第54号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 平成26年度水俣市一般会計補正予算(第9号)付託分	Ī	承 認	全員	賛 成

○議長(福田 斉君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第52号専決処分の報告及び承認についてから、議第54号専決処分の報告及び承認についてまで、3件を一括して採決します。

本3件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本3件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本3件は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決定しました。

○議長(福田 斉君) この際、しばらく休憩します。

午後4時46分 休憩

午後4時58分 開議

○議長(福田 斉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告します。

ただいま市長から、人事案2件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。 お諮りします。

この際、議第55号監査委員の選任について、議第56号監査委員の選任について、以上2件を急施事件と認め、日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって議第55号監査委員の選任について、議第56号監査委員の選任についてを日程に追加 し、議題とすることに決定しました。

議第55号 監査委員の選任について(日程追加)

議第56号 監査委員の選仟について(日程追加)

○議長(福田 斉君) 議第55号監査委員の選任について、議第56号監査委員の選任についてを議 題とします。

#### 議第55号

#### 監査委員の選任について

本市の監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成27年5月13日提出

住 所 水俣市白浜町2番39号

氏 名 福山 勲

生年月日 昭和16年2月17日

(提案理由)

本市の監査委員として、本案のとおり選任しようとするものである。

#### 議第56号

#### 監査委員の選任について

本市の監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成27年5月13日提出

水俣市長 西田弘志

住 所 水俣市丸島町1丁目8番6号

氏 名 髙岡 利治

生年月日 昭和33年7月1日

(提案理由)

本市の監査委員として、本案のとおり選任しようとするものである。

(髙岡利治君退場)

○議長(福田 斉君) 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 本日臨時議会に追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の御 説明申し上げます。

まず、議第55号監査委員の選任について申し上げます。

本案は、本市の監査委員として、今井光義監査委員の後任に、福山勲氏を選任いたしたく御提案申し上げるものであります。

同氏は、税理士として事務所を開業しており、会計事務に精通し、人格、識見ともにすぐれ、 本市の監査委員としましてまことに適任であると存じます。

次に、議第56号監査委員の選任について申し上げます。

本案は、議員のうちから選任する本市の監査委員として、牧下恭之委員の後任に、髙岡利治議員を選任いたしたく御提案申し上げるものであります。

同氏につきましては、総務産業常任委員会委員長、副議長等を歴任され、人格、識見ともにす ぐれ、本市の監査委員としましてまことに適任であると存じます。

以上、本臨時市議会に追加提案をいたしました議第55号から議第56号までについて、順次提案 理由の説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意をいただきますようよろしく お願い申し上げます。

○議長(福田 斉君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました本2件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本2件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

(髙岡利治君入場)

○議長(福田 斉君) これから採決します。

議第55号監査委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

(髙岡利治退場)

○議長(福田 斉君) 議第56号監査委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

(髙岡利治君入場)

○議長(福田 斉君) 以上で今期臨時会の全日程を終了しました。

これで平成27年第2回水俣市議会臨時会を閉会します。

午後5時4分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 臨時議長 松 本 和 幸

議 長 福 田 斉

署名議員 小路貴紀

署名議員 野中重男

# 平成27年5月第2回水俣市議会臨時会(5月13日)

## 〔議案〕

番号	件名	提案月日	付託委員会	結 末	備	考
議第52号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 水俣市税条例等の一部を改正 する条例の制定について	5月13日	総務産業	5月13日	承	認
議第53号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 水俣市国民健康保険税条例の 一部を改正する条例の制定は ついて	1 5 H I 3 H	総務産業	5月13日	承	認
議第54号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 平成26年度水俣市一般会計補 正予算(第9号)	5月13日	各 委	5月13日	承	認
議第55号	監査委員の選任について(福山勲君)	5月13日	省 略	5月13日	同:	意
議第56号	監査委員の選任について(髙岡利治君)	5月13日	省 略	5月13日	同	意

## 〔選 挙〕

件名	選挙月日	当 選 人	備考
議長の選挙について	5月13日	福 田 斉	投 票
副議長の選挙について	5月13日	谷 口 眞 次	投 票
水俣芦北広域行政事務組合 議会議員選挙について	5月13日	福田 斉・小路貴紀・塩﨑達朗・田中 睦・ 谷口明弘・田口憲雄・藤本壽子・野中重男	指名推選

## 〔選任〕

件 名	選仟月日	氏	名	
常任委員及び議会運営委員の選任について	5月13日	(参考資料参照)		
公害環境対策特別委員の選任について	5月13日	(参考資料参照)		
高速交通対策特別委員の選任について	5月13日	(参考資料参照)		

## 〔継続調査〕

件	名	提案月日	付託委員会	結 末	備	考
一般行財政並びに経済観光、農林 下水道等に関する諸問題の調査は		5月13日	総務産業	5月13日		
御所浦港から水俣港間の旅客船 題の調査について	運航再開に関する諸問	9 113 1	秘伤生未	継続調査		
環境、福祉、総合医療センター 諸問題の調査について	並びに教育等に関する	5月13日	厚生文教	5月13日 継続調査		
議会運営等に関する諸問題の調査		5月13日	議会運営	5月13日		
議会の情報公開に関する調査に	ついて	0,110 [	PK A Œ D	継続調査		

## (参考資料)

# 水俣市議会構成一覧表

(平成27年5月13日現在)

議長	福 田 斉	平成27年5月13日当選
副議長	谷 口 眞 次	平成27年5月13日当選
監査委員	髙 岡 利 治	平成27年5月13日同意

## 常任委員会

## (平成27年5月13日選任)

委員会名	正副委員長	委員	担当書記
総務産業	(正) 岩 阪 雅 文	小路貴紀高岡利治松本和幸	· 山口
定数8人	(副) 中 村 幸 治	田中睦藤本壽子野中重男	ШН
厚生文教	(正) 田 口 憲 雄	福田斉塩﨑達朗牧下恭之	前垣
定数8人	(副) 谷 口 明 弘	桑原一知高岡朱美谷口填次	刊坦

#### 議会運営委員会

#### (平成27年5月13日選任)

正副委員長		委	員	担当書記
(正) 野 中 重 男	谷口明弘			岡本
(副) 田 口 憲 雄	藤本壽子			深水

## 特別委員会

## (平成27年5月13日設置・選任)

委員会名	正副委員長					委				員					担当書記			
公害環境対策	(正)	松	本	和	幸	小	路	貴	紀	田	中		睦	野	中	重	男	岡本
定数7人	(副)	藤	本	壽	子	桑	原	_	知	髙	岡	利	治					前垣
高速交通対策	(正)	中	村	幸	治	塩	﨑	達	朗	谷	П	明	弘	岩	阪	雅	文	深水
定数8人	(副)	牧	下	恭	之	髙	岡	朱	美	田	П	憲	雄	谷	П	眞	次	山口